

日本実務教育学会 会則

1. 日本実務教育学会 会則

章	条	項・号
第1章 総則	1	本会は、日本実務教育学会と称し、英語名を The Japan Society for Professional Education Research とする。
	2	本会は、実務教育・実務家教員に係る研究の推進、研究成果の普及、及び会員相互の連携・交流の促進を目的とする。
	3	本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 実務教育・実務家教員に関する研究とその振興・普及 2. 研究大会・研究集会の開催及び会員間の連携・交流促進 3. 学会誌等の研究成果の公表 4. 高等教育機関、産業界、その他関連機関との連携協力 その他、本会の目的に必要な事業
第2章 会員	4	本会の会員は、次の2種とする。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 正会員 2. 団体会員
	5	個人は、本会会員1名の推薦を受け、かつ役員会の承認を経ることによって本会の正会員となることができる。 ただし、入会申込書を事務局が受理した後、役員会の承認を経るまでは仮会員とし、6条で定める研究の成果の発表を認める。
	6	正会員は、研究大会・研究集会及び学会誌等において、その研究の成果を発表することができる。団体会員は、研究大会・研究集会において、一口あたり2発表までその研究の成果を発表することができるが、学会誌等の投稿資格は有しない。ただし、理事会が別に定める倫理規定に違反したときはこの限りでない。
	7	会員は、次の年会費を納めなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 正会員 10,000 円 2. 団体会員 一口 100,000 円
	8	2会計年度にわたり年会費を納めなかった会員は、会員資格を失うものとし、再入会を希望する場合は2会計年度にわたる滞納会費を完納しなければならない。
第3章 組織及び 運営	9	本会に次の役員を置く。ただし、1～3の総数は5名以内とする。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長 1名 2. 副会長 2名 3. 監事 1名以上2名以内
	10	役員の仕事は、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。

章	条	項・号
		<ol style="list-style-type: none"> 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、欠けたときはその職務を行う。 3. 監事は会計を監査する。
	11	<p>役員を選出は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 役員のうち会長・副会長は、次条の規定に基づいて、正会員の中から普通選挙によって選出する。 2. 会長は、役員の間選による。 3. 監事は、会長・副会長以外の正会員の中から総会の決議により選任する。
	12	<p>役員選挙は、次のとおり実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 役員改選年度において、事務局は、選挙の3週間までに役員被選挙人の名簿を作成し、電磁的方法（インターネット）によって、選挙人および関係者の縦覧に供するものとする。 2. 役員選挙期間は、改選年度の大会前とし、役員会はその前年度において役員選挙管理委員会を設置する。 3. 役員のうち会長・副会長は、3名以内連記かつ無記名の、電磁的方法（インターネット）による投票により、選出する。 4. 当選の結果は、得票数の順位による。 5. 同点者の生じた場合は、役員選挙管理委員会の委員長が抽選を行う。
	13	<ol style="list-style-type: none"> 1. 役員任期は1期2年とし、再選を妨げない。ただし、会長は通算2期4年を超えて、役員および監事は通算3期6年を超えて、それぞれ留任することができない。 2. 役員任期期間中に欠員の生じた場合は、次点者をもって補い、その任期は前任者の残任期間とする。
	14	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本会の会務を執行するため事務局を設け、会務の執行を統括するために事務局長1名、事務局次長1名を置く。 2. 事務局には次の委員会を置き、それぞれ1名以上を置く。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 広報委員会（広報関係を統括） 2. 研究委員会（学会賞、研究大会・集会等を統括） 3. 編集委員会（学会誌の編集制作を統括） 4. 大会実行委員会（年次大会の企画・運営を支援） 5. 役員選挙管理委員会（役員選出のための選挙の管理・運営） 3. 事務局長及び委員長は、会長が正会員の中から指名し、役員会の承認を経て委嘱する。 4. 事務局次長及び各部副委員長は、会長が役員以外の正会員の中

章	条	項・号
		から指名し、役員会の承認を経て委嘱する。 5. 事務局員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。ただし、大会実行委員会に関しては、大会ごとに委員会を組織する。
	15	本会は年1回、総会及び研究大会を開催する。
第4章 会計	16	本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
	17	本会の予算案は、会計年度ごとに会長が編成し、総会の承認を経て成立する。
	18	本会の決算は監事による会計監査を経て、役員会の承認を経たうえで、会計年度の総会において承認を受けなければならない。
第5章 付則	19	本会則は、総会の決議によって変更することができる。
	20	所在地は、社会構想大学院大学とする。
	21	その他、必要な事項については、会長が決定し、総会の承認を得て決定する。

2. 会員種別と資格等

会員種別ごとの資格等は、次のとおり。

資格等	正会員	仮会員	団体会員	仮団体会員
学会役員の選挙権・被選挙権	○	×	×	×
学会誌『実務教育学研究』への投稿資格	○	○	×	×
年次研究大会・研究集会・研修等への出席・発表資格	○	○	○	○
学会事務局各部の部員資格	○	×	×	×
学会刊行物の受領資格	○	×	○ (※1)	×

※1、一口あたり3部、学会刊行物の受領資格を有する。

2021年3月15日制定

2022年6月26日改定

2023年6月25日改定

以上